

# 認可地縁団体規約（例）

## 第1章 総 則

（目的）

第1条 本館は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等地区内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等地区内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) その他地区発展のための活動

（名称）

第2条 本館は、〇〇自治公民館と称する。

（区域）

第3条 本館の区域は、宮崎県児湯郡高鍋町大字〇〇字〇〇地域とする。

（事務所）

第4条 本館の事務所は、宮崎県児湯郡高鍋町大字〇〇番地に置く。

## 第2章 会 員

（会員）

第5条 本館の会員は、第3条に定める区域内に住所を有する個人とする。

（会費）

第6条 会費は、総会において別に定める額とする。

2 会員は前項の規定により定められた会費を納入しなければならない。

（入会）

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本館に入会しようとする者は、別に定める入会申込書により公民館長に申し込まなければならない。

2 本館は、前項の申込みがあった場合は、正当な理由がなくこれを拒んではならない。

（退会）

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 退会しようとする本人から別に定める退会届により退会したい旨の届出があったとき。
- (3) 死亡したとき又は失踪宣告を受けたとき。

## 第3章 役 員

（役員の種類別）

第9条 本館に次の役員を置く。

- (1) 公民館長
- (2) 副公民館長
- (3) 婦人部長
- (4) 体育部長
- (5) 会計
- (6) 監事
- (7) 書記

2 前項各号に掲げる役員の人数は、それぞれ1人とする。

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において会員の中から選出する。

2 1人の会員が複数の役員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 公民館長は、本館を代表し、会務を総括する。

2 副公民館長は、公民館長を補佐し、公民館長に事故があるとき又は公民館長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、本館の出納業務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を保管する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本館の会計及び資産の状況の監査
- (2) 公民館長、副公民館長その他の役員の業務遂行の監査

5 監事は、前項第1号の監査の結果、不整の事実を発見したときは、公民館長に対し総会の招集を請求し、総会において当該事実を会員に対し報告しなければならない。

(役員任期)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

## 第4章 総会

(総会の種類)

第13条 本会の総会の種類は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本館の運営に関する重要な事項を決議する。

(総会開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3か月以内に開かなければならない。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当した場合に開かなければならない。

- (1) 公民館長が必要と認めたとき。

(2) 全会員数の5分の1以上の会員から総会を開く目的を示した上で請求があったとき。

(3) 第11条第5項の規定により監事から請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、公民館長が招集する。

2 公民館長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 公民館長は、総会を招集するときは、会議の目的及びその内容並びに総会の日時及び総会を開く場所を示して、総会を開こうとする日の5日前までに書面等をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開くことができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の書面表決又は表決の委任)

第21条 やむを得ない理由により総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について書面によって表決し、又は他の会員を代理人として、表決を委任することができる。

2 前項の規定により書面表決を行い、又は表決の委任を行った会員は、第19条に規定する総会の定足数に含めるものとする。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事録は、次の事項を含めたものでなければならない。

(1) 総会の日時及び総会を開いた場所

(2) 会員の現在数及び出席者数

(3) 審議の概要及び表決の結果

(4) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印をしなければならない。

## 第5章 役員会

(役員会の構成)

第23条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第24条 役員会は、別に定めるもののほか、次の事項を決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない事項

(役員会の招集等)

第25条 役員会は、公民館長が必要に応じ招集する。

2 公民館長は、全役員数の2分の1以上の役員から会議を開く目的を示した書面をもって役員会の招集の請求があったときは、その請求があった日から14日以内に役員会を招集しなければならない。

3 公民館長は、役員会を招集するときは、会議の目的及びその内容並びに役員会の日時及び役員会を開く場所を示して、役員会を開こうとする日の3日前までに書面等をもって役員に通知しなければならない。

(役員会の議長)

第26条 役員会の議長は、公民館長をもって充てる。

(役員会の定足数等)

第27条 役員会の定足数、議決、表決の方法及び議事録については、第19条から第22条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」に読み替えるものとする。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第28条 本館の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生じる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第29条 本館の資産は、公民館長が管理し、その方法は、役員会に諮りこれを定める。

(資産の処分)

第30条 本館の資産で第28条第1号に掲げるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において出席会員数の4分の3以上の議決を得なければならない。

(経費の支弁)

第31条 本館の運営及び活動に要する経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第32条 本館の事業計画及び予算並びに当該事業計画の変更及び当該予算の変更は、公民館長が作成し、総会の議決を経て定めなければならない。

2 公民館長は、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合にあっては、予算が総会において議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入又は支出を行うことができる。

(事業報告及び決算)

第33条 本館の事業報告及び決算は、公民館長が事業報告書、収支決算書、財産目録

その他必要な書類を作成し、監事の監査を受け、総会の議決を得なければならない。  
(会計年度)

第34条 本館の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

## 第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第35条 この規約は、総会において出席会員の4分の3以上の議決を得、かつ、高鍋町長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第36条 公民館長は、本館を解散しようとするときは、総会において出席会員の4分の3以上の議決を得なければこれをすることができない。

(残余財産の処分)

第37条 前条の規定により解散するときの残余財産は、総会において出席会員の4分の3以上の議決を得て、本館と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

## 第8章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第38条 本館の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記に関する書類、総会及び役員会の議事録、財産目録に記載された資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第39条 この規約の施行に関し必要な事項は、公民館長が別に定める。

附 則

この規約は、令和 年 月 日から施行する。